

大気汚染の情報をいち早くメールでキャッチ

「微小粒子状物質PM2.5」や「光化学スモッグ」の注意情報をメール配信

登録
してね!



しらせる滋賀情報サービス
「しらしが」へ登録を!

国が「微小粒子状物質(PM2.5)」に関する注意喚起の対応方針を示したことに伴って、滋賀県内でも測定濃度が一定以上になった場合は、県のメール配信サービス「しらしがメール」を活用して情報提供されることになりました。

注意喚起の基準

県内6か所の一般環境大気測定局でPM2.5の濃度を測定し、午前4時から午前7時までの3時間の平均値を求め、6つの値の高い方から3番目の数値が85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合、注意喚起のメールが送信されます。

基準値を超えた場合、市からも防

災行政無線などでみなさんへの周知を行います。が、「しらしがメール」がいち早くPM2.5に関する情報を受け取る方法です。

また、「しらしがメール」は、4月から10月にかけて発生しやすくなる「光化学スモッグ注意報」にも対応しているほか、災害情報や防犯情報など、生活に密着した情報がメール配信されます。この機会に登録をお願いします。

●詳しくは、下記のQRコードを読み取るか、滋賀県情報政策課まで。

☎077-1528-3381



微小粒子状物質PM2.5の豆知識



そもそも

微小粒子状物質とは?

微小粒子状物質(PM2.5)は、大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒径が2.5 μm (2.5mmの千分の1)以下のとても小さい物質のことです。

PM2.5には、工場のばい煙や自動車の排気ガスなど、物の燃焼によって直接排せつされるもの(一次生成)と、大気中の化学反応によって生成されるもの(2次生成)があり、地域や季節、気象条件によって、その成分は変動します。家庭内でも、喫煙や調理、ストーブなどから発生します。

健康にはどのような影響があるの?

PM2.5は非常に小さいため(髪の毛の太さの30分の1程度)、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。

基準値を超えたら

どうすればいいの?

屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らすことが有効です。その際、屋内においても換気や窓の開閉を必要最小限にするなどにより、外気の侵入をできるだけ少なくしましょう。

特に、呼吸器系や循環器系疾患をお持ちの方や小さいお子さん、高齢者の方などは、影響を受けやすい可能性があるため、より慎重に行動し、体調の変化に注意することが大切です。

なお、喫煙によっても、室内のPM2.5濃度が大きく上昇することが知られているため要注意です。

(参考) 環境省ホームページ